

【2】協議事項A（参考条文）

第3章・参考人、公聴会制度の活用（開催手続きなど）

北九州市議会「議会は、議案等の審査及び調査に当たっては、公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するものとする。」

新潟市議会「議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めます。」

長野市議会「議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条、第109条の2及び第110条の規定による公聴会制度及び参考人制度並びに法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の充実に努めるものとする。」

第5章・正副議長の選出過程の透明化

新潟市議会「議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりません。」

長野市議会「議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。」

第6章・政策執行に関する監視、評価（評価の意味するところについて）

北九州市議会「議会は、市長その他の執行機関の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。」

新潟市議会「議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策提案に関する機能を強化します。」

長野市議会「議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。」